

Ⅱ 広田小学校PTA会則

[名称]

第1条 この会は広田小学校PTAと称し、事務局を広田小学校に置く。

[目的]

第2条 この会は地域と学校が協力して教育環境を拡充し、児童の幸福を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

[活動]

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) より良い父母、教師を目指す研修に努める活動
- (2) 家庭と学校が緊密に連絡しながら、児童の生活向上を図る活動
- (3) 児童の生活環境を改善する活動
- (4) その他、児童の教育のために必要と認める活動

[方針]

第4条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育・福祉に貢献する団体と協力する
- (2) 選挙の推薦等、特定の個人・団体の利益につながる活動は行わない
- (3) 校内人事等、学校管理に関する事項には関わらない

[会員]

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

- (1) 広田小学校に在学する児童の父母、又はこれに代わる者
- (2) 広田小学校の教職員
- (3) この会の趣旨に賛同する者

[会費]

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。会費の額は総会で決める。

[役員]

第7条 この会に次の役員を置く。また必要に応じて顧問を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 3名
- (4) 理事 若干名
- (5) 事務局 若干名

[役員任期]

第8条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

[役員任務]

第9条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 監事は本会の目的達成に必要な会計の監査を行う
- (4) 理事は理事会を構成し、必要事項の審議と議決を行う
- (5) 事務局は会長が委嘱し、会長の指示によって必要な職務を行う
- (6) 専門委員は本会の目的達成に必要な専門部事業を企画し推進する

〔役員を選出〕

第10条 役員を選出は次の通りとする。但し、当分の間、別表に示す役員については、以下の規定に関わらず、別表に従って選出するものとする。

- (1) 役員は役員選考委員会において選考し、総会において選出する
- (2) 理事は原則として小部落ごとに1名を選出する。但し、地区で男子1名以上を選出するよう努めるものとする
- (3) 事務局長及び庶務、会計は校長の承認を得て会長が委嘱する
- (4) 専門部員は会長が委嘱する

〔機関〕

第11条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会
- (4) 監査委員会
- (5) 学年・学級PTA
- (6) 役員選考委員会

〔総会〕

第12条 総会は本会の最高議決機関とする。定期総会は年度初めに行い、臨時総会は理事会の決議により随時に関くことができる。総会は出席者の過半数の賛成を得て以下のことを議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 正・副会長、監事の選出
- (3) 決算の承認
- (4) 事業計画並びに予算
- (5) その他の必要事項

〔理事会〕

第13条 理事会は地区選出理事、事務局、学年理事で構成し、以下のことを定める。

- (1) 総会提出議案の審議
- (2) 事務局及び専門部事業の審議
- (3) 地区PTA活動の推進
- (4) その他必要な事項

〔専門部〕

第14条 専門部は本会の目的達成に必要な活動を行う。

〔監査委員会〕

第15条 監査委員会は委員長を互選し、本会の会計の監査にあたる。

〔学年PTA〕

第16条 学年PTAは教職員と家庭が提携し、児童の教育に資する活動を行う。

〔会計〕

第17条 本会の経費は会費、特別寄付金その他の収入をもって当てる。

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

〔附則〕

附則 この会則は平成13年4月1日より施行する

附則 平成14年4月25日一部改正

附則 平成16年4月24日一部改正

附則 平成21年4月25日一部改正

附則 平成22年4月17日一部改正

別表

令和6年度PTA役員選出について

1 役員（会長・副会長・専門部長・監事）の選出について

◇ PTA役員（会長・副会長・専門部長） ◇

| 地区 年度 | 喜多 | 根岬 | 中沢 | 泊 | 中央 | 大陽 | 小長袖 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和元年度 | 専門部長 | 専門部長 | 専門部長 | 会長 | 副会長A | 副会長B | 専門部長A |
| | | | | | ↓ | | ↓ |
| 令和2年度 | 専門部長A | 専門部長 | 専門部長 | 専門部長 | 会長 | 副会長A | 副会長B |
| | ↓ | | | | | ↓ | |
| 令和3年度 | 副会長B | 専門部長A | 専門部長 | 専門部長 | 専門部長 | 会長 | 副会長A |
| | | ↓ | | | | | ↓ |
| 令和4年度 | 副会長A | 副会長B | 専門部長A | 専門部長 | 専門部長 | 専門部長 | 会長 |
| | ↓ | | ↓ | | | | |
| 令和5年度 | 会長 | 副会長A | 副会長B | 専門部長A | 専門部長 | 専門部長 | 専門部長 |
| | | ↓ | | ↓ | | | |
| 令和6年度 | 専門部長 | 会長 | 副会長A | 副会長B | 専門部長A | 専門部長 | 専門部長 |
| | | | ↓ | | ↓ | | |
| 令和7年度 | 専門部長 | 専門部長 | 会長 | 副会長A | 副会長B | 専門部長A | 専門部長 |
| | | | | ↓ | | ↓ | |

【注釈】

- (1) 「副会長A」：当該年度に5年生以下の児童の保護者で、次年度、会長に就任することが予定されている副会長
- (2) 「専門部長A」：当該年度に5年生以下の児童の保護者で、次年度、副会長に就任することが予定されている専門部長
- (3) 「副会長B」：2年目の副会長

◇ 監事 ◇

| | 喜多 | 根岬 | 中沢 | 泊 | 中央 | 大陽 | 小長袖 |
|-------|----|----|----|---|----|----|-----|
| 令和元年度 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 令和2年度 | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 令和3年度 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 令和4年度 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 令和5年度 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 令和6年度 | ○ | | | | | ○ | ○ |
| 令和7年度 | ○ | ○ | | | | | ○ |

【注釈】

原則として監事は専門部長を出す地区に割り当てになります。

2 理事等の割り当てについて

(1) 地区理事数算出の目安は、退会後の地区単位のPTA会員数を全体の会員数で割り、理事数1.6人にそれぞれの地区の割合をかけた数値で示しています。

(2) 四捨五入した後の理事の割り当ては、以下のようになります。

| 地 区 | R5年度 | 退会者数 | 会 員 数 | 計算すると | R6年度 割当数 |
|-----|------|------|-------|-------|-------------|
| 喜 多 | 14 | 4 | 12 | 3.31 | 3 |
| 根 岬 | 10 | 0 | 10 | 2.75 | 3 |
| 中 沢 | 8 | 1 | 7 | 1.93 | 2 |
| 泊 | 11 | 2 | 10 | 2.75 | 3 |
| 中 央 | 13 | 2 | 11 | 3.03 | 3 |
| 大 陽 | 5 | 1 | 5 | 1.37 | 1 |
| 小長袖 | 5 | 4 | 3 | 0.82 | 1 |
| 合 計 | 66 | 15 | 58 | 16.0 | 16 |

(3) 専門部の構成人数は…

| | |
|-------|----|
| 文化教養部 | 4 |
| 施設整備部 | 4 |
| 校外安全部 | 4 |
| 保健厚生部 | 4 |
| | 16 |

【 広田小学校PTA旅費規程 】

1 旅費の支給について

- (1) P T A会員が、研究会等に事務局より依頼されて参加した場合、広田小学校P T Aより旅費を支給する。
- (2) 主催者側が参加者に旅費を支給する場合は、広田小学校P T Aからは支給しないこととする。

2 交通費について

(1) 県内旅費

下記の通り。(ただし、公用車利用できる場合は、自家用車で参加しても0円)

| 目的地 | 支給額 |
|----------|--------|
| 気仙管内(市内) | 500円 |
| 気仙管内(市外) | 1,000円 |
| その他の県内 | 3,000円 |

(2) 県外出張

その都度、会長、副会長、事務局で協議する。

3 昼食代について

- (1) 1日以上の出張で、主催者側が昼食を出さない場合は、昼食代を支給する。
- (2) 1日あたり600円とする。

4 宿泊費について

- (1) 2日以上の出張や、宿泊が必要と認められる出張で、実際に宿泊した場合は、宿泊費を負担する。
- (2) 宿泊施設が斡旋された場合は、実費額支給とする。
- (3) 宿泊施設が斡旋されなかった場合や、斡旋された宿泊施設を利用しなかった場合は1泊8,000円とする。

5 その他

- (1) 上記以外の必要経費(参加費、資料代等)は、実費額を支給する。
- (2) その他費用がかかった場合、支給するかどうかは、会長、副会長、事務局で協議する。

6 施行

平成24年7月4日より施行する。

令和元年6月28日より一部改正する。